

令和6年度 保育園等入園のしおり



■令和6年4月入園・転園申請受付期間■

- 1次申請：令和5年11月16日（木）～令和5年11月30日（木）
2次申請：令和5年12月1日（金）～令和6年2月15日（木）
3次申請：令和6年2月16日（金）～令和6年3月8日（金）
5月入園以降の申請：原則、入園希望月の前月15日
※詳細は、5～6ページをご覧ください。

「子どものための教育・保育給付認定申請書」「令和6年度保育園等入園申込書兼児童台帳」「就労証明書」「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」「子どものための教育・保育給付認定証再交付申請書」「保育園等の転園申請書」「保育園等の退園届」「保育園等入園申込取下書」の用紙は、子育て応援課保育・幼稚園係窓口にあります。

また、ホームページからも印刷できますのでご利用ください。

**※このしおりには、保育園等の入園申込み手続き等の情報が記載してあります。
入園を希望される方は必ずお読みいただき、申込み後も大切に保管してください。**

☆オンライン申請が可能です。

【マイナポータルへのQRコードはこちら】

「お住いの市区町村への手続」→「瑞穂町」

→「支給認定の申請」、「教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込」から申請してください。（申請にはマイナンバーカードが必要です。）



瑞穂町 福祉部
子育て応援課 保育・幼稚園係
〒190-1292
瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
TEL：042-557-8658

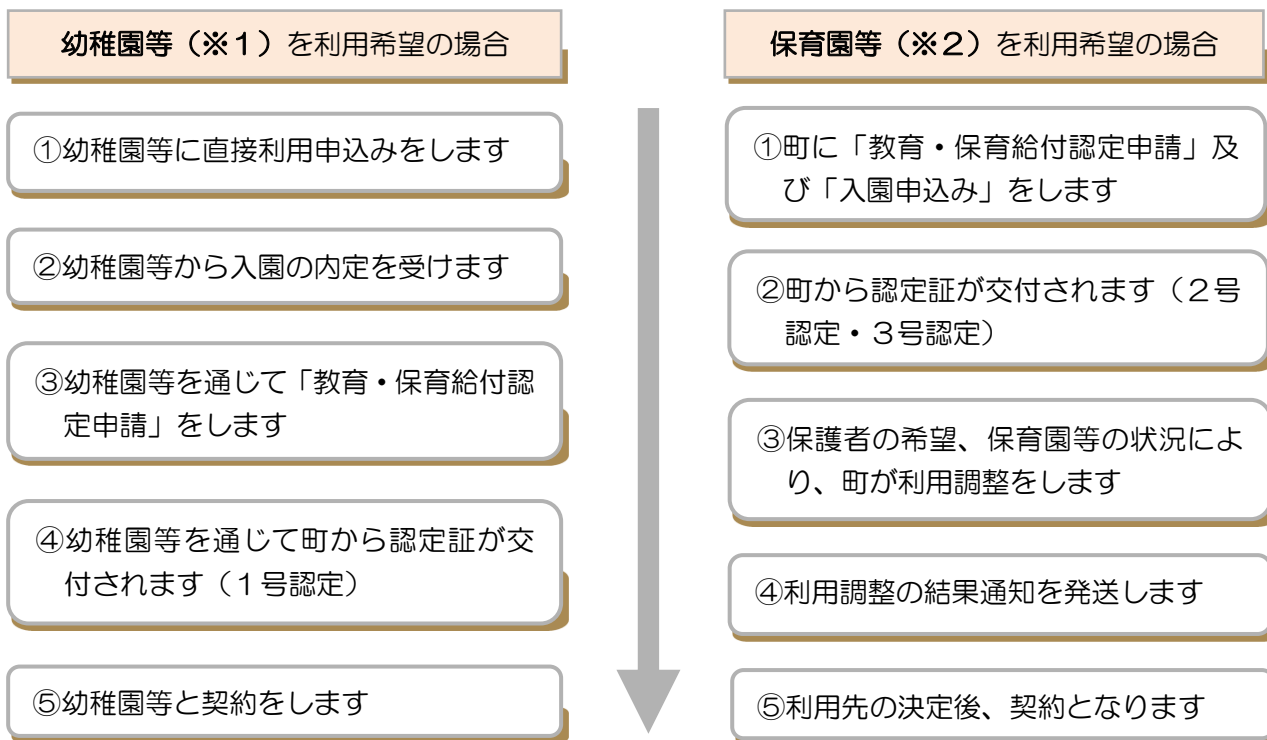


1. 入園手続きの流れ	1
2. 子どものための教育・保育給付認定	1
3. 保育を必要とする事由	2
4. 保育の必要量に応じた利用時間の区分	3
5. 保育利用可能時間	4
6. 令和6年度クラス（保育年齢）早見表	4
7. 子どものための教育・保育給付認定申請	5
8. 子どものための教育・保育給付認定証の通知	5
9. 入園申込み	5
10. 利用調整	8
11. 利用調整結果通知	11
12. 認定こども園	12
13. 小規模保育事業所	13
14. 幼稚園	13
15. 保育料	14
16. 実費徴収に係る補足給付事業	17
17. 入園後の各種手続き	18
18. その他の保育サービス	19
19. 町内保育園等一覧	20
20. 町内保育園等地図	22
21. 町内保育園等紹介	23



1. 入園手続きの流れ

入園の手続きは、利用する施設により手続き方法が異なります。



※1 幼稚園等：新制度の幼稚園、認定こども園の教育部分

※2 保育園等：認可保育園、認定こども園の保育部分、地域型保育事業所（家庭的保育[保育ママ]、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

【注意事項】

・東京都認証保育所は各施設へ直接申込みとなります。



2. 子どものための教育・保育給付認定

幼稚園等及び保育園等を利用するためには、子どものための教育・保育給付認定を受ける必要があります。保育の必要性の有無や事由に応じて子どものための教育・保育給付認定証が交付され、認定された区分により利用できる施設や時間、保育料が異なります。

教育・保育給付認定区分	対象年齢	保育の必要性		利用できる施設
1号（教育）認定	満3歳以上	なし（教育のみ）	教育標準時間	幼稚園、認定こども園（※3）
2号（保育）認定	満3歳以上	あり	保育標準時間	認可保育園、認定こども園
			保育短時間	
3号（保育）認定	3歳未満	あり	保育標準時間	認可保育園、認定こども園、地域型保育事業所（※4）
			保育短時間	

※3 「福正寺松濤幼稚園」、「瑞穂のぞみこども園」、「南平保育園」へ1号（教育）認定での入園を希望する場合は、各園へ直接申込みをしてください。「瑞穂のぞみこども園」、「南平保育園」へ2号・3号（保育）認定での入園を希望する場合は、子育て応援課保育・幼稚園係で教育・保育給付認定申請及び入園申込みをしてください。

「如意輪幼稚園」は令和5年11月現在、新制度への移行はないため、入園を希望する場合は教育・

保育給付認定を受ける必要はなく、従来どおり如意輪幼稚園へ直接申込みをしてください。

なお、町外で新制度に移行している幼稚園へ入園を希望する場合は、希望する幼稚園へ教育・保育給付認定申請をしてください。当該幼稚園が新制度に移行しているかどうかは、各園に直接お問い合わせください。

※4 令和5年11月現在、町内には1園の小規模保育事業所（ゆめのもり保育園）があります。

【注意事項】

- 教育・保育給付認定は保育の必要性の有無を判定するものであり、保育園等の利用を約束するものではありません。
- 教育・保育給付に係る認定事務が集中する時期については、審査に時間を要することから教育・保育給付認定の審査結果通知は、申請後30日を超える場合があります。
- 教育・保育給付認定申請は、保護者の居住地の市区町村で行ってください。
- 満3歳を迎えるお子さんへは、誕生月の前月末に新しい教育・保育給付認定証を送付します。（3号認定から2号認定へ変更になるため）
- 保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。
- 教育・保育給付認定区分の変更が生じた場合は、速やかに教育・保育給付認定変更申請を行ってください。

3. 保育を必要とする事由

保育園等は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事や病気等のためお子さんを家庭で保育できないとき、保護者に代わって保育をする施設です。

したがって、保育園等は幼児教育を目的とする幼稚園とは異なり、小学校入学準備としての「しつけ」や「集団生活に慣れさせるため」というようなことは、入園の事由にはなりません。

生後57日目から小学校就学前までの児童で、保護者が次のいずれかに該当し、かつ、他の家族も児童の保育にあたれない場合に入園要件が満たされます。

保育を必要とする事由	入園要件	入園期間
就 労	週3日以上、1日4時間以上の就労の場合 (内職を含みます。)	就労している期間
出 産	出産のため自宅保育ができない場合	出産予定月と前後2か月の最長5か月
疾 病	入院や通院が必要で自宅保育が困難と診断された場合	入院、通院期間
障 がい	心身に障がいがある場合	該当期間
介護・看護	週3日以上、1日4時間以上入院や通院等で付き添いを要する場合	介護・看護期間
災害復旧	災害等の復旧にあたっている場合	必要な期間
求職活動・内定	求職活動中である場合	3か月以内
就 学	週3日以上、1日4時間以上の就学の場合 (通信添削等は含みません。)	就学している期間
そ の 他	上記と類する状態として町長が認める場合	保育を必要とする期間

【注意事項】

- 幼稚園型認定こども園「瑞穂のぞみこども園」は生後6か月以降から受入れをしています。
- 保育園等の入園承諾期間終了後や教育・保育給付認定有効期間終了後も引き続き保育園等を利用したい場合は、改めて教育・保育給付認定申請をしていただく必要があります。教育・保育給付認定変更申請書及び保育の必要性を証明する書類（就労証明書など）を、期間が終了する月の前月15日までに子育て応援課保育・幼稚園係へご提出ください（土・日曜日、祝日の場合はその翌開庁日まで）。ただし、町外の保育園等を希望する場合は、前月の10日までとなります。

4. 保育の必要量に応じた利用時間の区分

提出された就労証明書等で確認した保育の必要量により、利用できる保育時間が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

教育・保育給付認定区分	保育必要量	保育を必要とする事由	利用できる時間
1号（教育）認定	教育標準時間		1日4時間を標準
2号・3号（保育）認定	保育標準時間	就労、出産、疾病、障がい、介護・看護、就学、その他	1日最長11時間（フルタイム就労を想定した保育時間）
	保育短時間	就労、育児休業中、疾病、障がい、介護・看護、就学、求職活動、その他	1日最長8時間（パートタイム就労を想定した保育時間）

【注意事項】

- 保育標準時間認定の方で育児休業に入られた方は、保育短時間認定に変更となりますので必ず子育て応援課保育・幼稚園係にご連絡ください。
- 教育・保育給付認定区分と利用時間は、保護者の保育の必要量により決定します。
- 教育・保育給付認定区分の変更により、利用可能時間が変更となる場合があります。
- 保育標準時間認定を受けても、保育短時間認定を選択できます。
- 保育短時間に該当する方を、状況により保育標準時間として認める場合は以下の通りです。
 - ① 1日8時間未満の就労だが、勤務時間帯との関係から常態として利用時間帯を超えて保育施設を利用せざるを得ない場合
 - ② シフト制等の勤務体系の方で、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻の差が8時間以上ある場合
 - ③ 通勤時間等により、利用時間が保育短時間の開始時刻または終了時刻を常態として超える場合



5. 保育利用可能時間

町内の保育園等の開園時間は、通常、7時から18時まで（南平保育園）または7時30分から18時30分まで（南平保育園以外）です。開園時間内での利用可能時間は、給付認定区分や教育・保育時間の区分により異なります。

なお、町外の保育園等の開園時間については、各施設にお問い合わせください。

- 保育標準時間：（南平保育園以外）7時30分から18時30分までの11時間
（南平保育園）7時から18時までの11時間
- 保育短時間：（全園）8時30分から16時30分までの8時間

●各区分における利用可能な時間帯（例）

	7:00	7:30	8:30	10:00	14:00	16:30	18:30	19:00
教育標準時間 （1号認定）		預かり保育	4時間 教育標準時間			預かり保育		
保育標準時間 （2号・3号認定）	時間外保育	11時間 保育標準時間					時間外保育	
保育短時間 （2号・3号認定）	時間外保育	8時間 保育短時間				時間外保育		

【注意事項】

- ・預かり保育や時間外保育の利用は、有料となります。
- ・預かり保育や時間外保育の利用可能な時間及び年齢等、詳しくは保育園等にお問い合わせください。

6. 令和6年度クラス（保育年齢）早見表

クラス	生年月日
0歳児	令和5年4月2日～ (2023年)
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年) (2023年)
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年) (2022年)
3歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年) (2021年)
4歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日 (2019年) (2020年)
5歳児	平成30年4月2日～平成31年4月1日 (2018年) (2019年)



- ◇ クラスは令和6年4月1日時点での年齢で決まります。
- ◇ 0歳児クラスは、生後57日目から受入れをしています。ただし、瑞穂のぞみこども園は生後6か月以降から受入れをしています。



7. 子どものための教育・保育給付認定申請

申請は子育て応援課保育・幼稚園係で受け付けします。様式は瑞穂町ホームページから印刷できますが、郵送では受け付けできませんのでご了承ください。

新規で「教育・保育給付認定申請」及び「入園申込み」をされる方

「子どものための教育・保育給付認定申請書」及び「令和6年度保育園等入園申込書兼児童台帳」で同時に申請することができます。必要事項を記入の上、子育て応援課保育・幼稚園係へ提出してください。

教育・保育給付認定の変更申請をされる方

保育を必要とする事由や保育必要量等の変更をする場合は、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」及び変更となる保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書、母子手帳の写し、診断書、在学証明書等）を、変更したい月の前月15日まで（土・日曜日、祝日の場合はその翌開庁日まで）に子育て応援課保育・幼稚園係へ提出してください。翌月1日から変更となります。なお、変更前の教育・保育給付認定証はご返却ください。

8. 子どものための教育・保育給付認定証の通知

教育・保育給付認定申請または変更申請を行ったときは、申請内容及び保育の必要性を審査し、「子どものための教育・保育給付認定証」を通知します。教育・保育給付認定は保育の必要性の有無を判定するものであり、保育園等の利用を約束するものではありません。

また、満3歳を迎えるお子さんへは、誕生月の前月末に新しい「子どものための教育・保育給付認定証」を送付します。（3号認定から2号認定へ変更になるため）

9. 入園申込み

下記の事項を確認し、子育て応援課保育・幼稚園係へ申込みをしてください。町外の保育園等（転出先や勤務地に近い保育園等）へ入園希望の場合は、当町から希望する保育園等のある市区町村へ入園の協議を行うこととなります。希望先の市区町村によって締切日、必要書類、要件等が異なりますので、**必ず事前に希望先の市区町村へお問い合わせください。**

なお、申込書の提出後に勤務状況や家庭状況等が変わった方は、子育て応援課保育・幼稚園係へお問い合わせください。

令和6年4月1日に入園を希望する場合



●1次申請：令和5年11月16日（木）～令和5年11月30日（木）

（ただし、町外の保育園等を希望する場合は、必ず事前に希望先の市区町村へ日程や必要書類等をお問い合わせください。）

◇ 受付期間後も随時受け付けをしますが、上記期間中の申込みを優先します。

◇ 入所決定通知は令和6年2月上旬ごろ発送予定

●2次申請：令和5年12月1日（金）～令和6年2月15日（木）

◇ 入所決定通知は令和6年3月上旬ごろ発送予定

●3次申請：令和6年2月16日（金）～令和6年3月8日（金）

◇ 入所決定通知は令和6年3月中旬ごろ発送予定

- ◇ 求職中で申込みをされる方は、申込書の提出が早くても2次審査での利用調整となります。ただし、申込書提出後に勤務開始になった方は、就労証明書をご提出いただければ、ご提出いただいた時点で利用調整の対象とします。また、その他にも保育を必要とする事由等の変更により利用調整の対象となる場合がありますので、申込書提出後に状況が変わった方は、子育て応援課保育・幼稚園係へお問い合わせください。
- ◇ 入所決定をしたあとに希望園を変更したい方は「転園申請書」のご提出が必要となりますので、ご希望の場合は子育て応援課保育・幼稚園係へご提出ください。

令和6年5月1日以降に入園を希望する場合



入園したい月の前月15日までに子育て応援課保育・幼稚園係へ申込みをしてください。ただし、町外の保育園等を希望する場合は、希望する保育園等のある市区町村へ入園の協議を行うこととなります。希望先の市区町村によって締切日、必要書類、要件等が異なりますので、必ず事前に希望先の市区町村へお問い合わせください。

- ◇ 定員に空きがある場合にのみ利用調整を行います。

受付場所



子育て応援課保育・幼稚園係（8時30分から17時まで）

- ◇ 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）は除きます。
- ◇ 郵送では受け付けできません。

必要書類等



- ①子どものための教育・保育給付認定申請書
 - ◇ 既に認定を受けている方は不要です。ただし、保育を必要とする事由が変更になる方はご提出が必要です。
- ②令和6年度保育園等入園申込書兼児童台帳
- ③保育を必要とする事由を証明する書類（父母ともに必要）
 - ◇ 次ページの表を参照してください。
- ④保育料を算定するための住民税課税（非課税）証明書（父母ともに該当する方のみ）
 - ◇ 次ページを参照してください。

上記①～③の様式については、子育て応援課保育・幼稚園係窓口で配布及び瑞穂町ホームページへ掲載しています。



◇ 保育を必要とする事由を証明する書類 <表>

保育を必要とする事由	必要書類
就 労	就労証明書
出 産	母子手帳（表紙及び出産予定日の記載のページ）の写し
疾 病	自宅保育が困難であると記載された診断書
障 が い	愛の手帳・身体障害者手帳等の写し
介護・看護	通院や介護・看護の状況がわかる書類等
災害復旧	申立書・り災証明書等
求職活動・内定	既に活動を行っている方は活動状況がわかる書類、内定者は就労証明書
就 学	在学証明書、授業のカリキュラム等
そ の 他	保育を必要とする事由が証明できる書類等

◇ 保育料を算定するための住民税課税（非課税）証明書（父母ともに該当する方のみ）



令和6年8月1日までに入園を希望する場合で、令和5年1月1日現在、瑞穂町に住民登録がなかった方は、令和5年1月1日に住民登録のあった市区町村で発行される「令和5年度住民税課税（非課税）証明書」を提出してください。

令和6年9月1日以降に入園を希望する場合で、令和6年1月1日現在、瑞穂町に住民登録がなかった方は、令和6年1月1日に住民登録のあった市区町村で令和6年6月頃から発行される「令和6年度住民税課税（非課税）証明書」を提出してください。

- 父または母が配偶者の控除対象配偶者となっている場合も、**父母ともに住民税課税（非課税）証明書が必要です。**
- 父母ともに市町村民税が非課税であり、同一世帯に祖父母等がいる場合は、その方の住民税課税（非課税）証明書も提出していただく場合があります。
- 令和5年1月1日以降に外国から瑞穂町へ転入された方、外国での所得がある方などは、保育料を決定する際に必要な書類を提出してください。**書類の提出がない場合は、最高額の保育料となります。**
 (例)・令和5年1月1日時点で外国に居住の方等
 →2022年分W-2（wage&tax 米国の給料と納税の証明書）等
 ・令和6年1月1日時点で外国に居住の方等
 →2023年分W-2（wage&tax 米国の給料と納税の証明書）等

【注意事項】

- 全ての提出書類において、消えるボールペンは使用しないでください。
- 記入内容に不備がある場合や書類が不足している場合は、受付できません。また、郵送での申込みも受付できません。
- 提出書類は一切お返しできません。

- ・「就労証明書」は、職場の方に記入していただく書類です。その職場での勤務実績がある方は、「前3か月分の実績（または今後の予定）」の欄に直近3か月分の勤務実績を記入してもらってください。また、内定及び勤務開始直後の方は、勤務開始後3か月分の勤務予定を記入してもらってください。
- ・勤務先の方に記入していただく「就労証明書」は、記入者から受け取った際に、記入漏れがないか必ずご確認ください。
- ・保育を必要とする事由の確認のため、勤務先等に連絡することや、直接勤務先に訪問し状況を確認することもあります。
- ・提出書類に事実と異なった記載があった場合は、申込みの無効または入園取消しとなる場合があります。

10. 利用調整

申込み締切後、申込書類を基に保育の必要性を「保育園等利用調整基準表」及び「調整指数表」に基づき指数化します。空きがある保育園等について利用調整を行い、指数の高い方から順に希望する保育園等への入園決定をします。指数が同じ場合は「優先順位」により決定します。

●保育園等利用調整基準表

項目	保護者の状況(同居の親族その他の者が当該児童を保育することができない場合)		指数	
	類型	細目		
1	就労	週5日(月20日以上)	1日8時間以上の就労を常態	20
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態	18
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態	16
		週4日(月16日以上)	1日8時間以上の就労を常態	18
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態	16
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態	14
		週3日(月12日以上)	1日8時間以上の就労を常態	16
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態	14
			1日4時間以上6時間未満の就労を実態	12
		その他	上記に類する状態にあり、明らかに保育が必要と認められる場合	12
2	出産	出産予定月とその前後2か月の通算5か月以内	18	
3	疾病 障がい	入院	入院が1か月以上にわたると見込まれる場合	20
		自宅療養	常時病臥・精神疾患・感染症疾患	20
			週3日以上通院を常態	16
			週1日～2日以上通院を常態	14
			上記以外の自宅療養で保育が必要と認められる場合	12
	障がい	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度	20	
		身体障害者手帳3級、愛の手帳3度	18	
		身体障害者手帳4級、愛の手帳4度	16	

4	介護 看護	常時介護及び看護を必要とする場合又は週 5 日以上入院や通院等で付添いが必要と認められる場合		20
		一部介護及び看護を必要とする場合又は週 3 日以上入院や通院等で付添いが必要と認められる場合		12
		上記以外で、介護・看護により保育に当たれないと認められる場合		10
5	災害復旧	災害等による家屋の損傷その他災害復旧のために保育に当たれない場合		20
6	求職活動	就労内定	1 か月 160 時間以上の就労を常態	16
			1 か月 120 時間から 159 時間までの就労を常態	14
			1 か月 80 時間から 119 時間までの就労を常態	12
			1 か月 48 時間から 79 時間までの就労を常態	10
			その他	8
		就労未定	求職活動の実態を証明できる場合	8
			証明書類がない場合	6
7	就学	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める学校、職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設に在籍し、日中の外出を常態とする場合		16
		学校教育法に定める学校等の通信教育課程で、実習等のある場合		14
		上記に掲げるほか、通学等の態様から明らかに保育に当たれないと認められる場合		12
8	その他	不存在	保護者の死亡・離別・行方不明・拘禁等	20
		その他	前各号に掲げるもの以外で、児童の安全のために適切な保育が必要であると町長が特別に認める場合	協議の上決定



●調整指数表

項目	事 由	条 件	調整指数
1	生活保護	生活保護受給世帯の場合	4
2	ひとり親家庭等	ひとり親家庭又はこれに準ずる世帯の場合	4
3	就労	保育施設又はこれに準ずる施設で、乳幼児を保育し、又は教育する業務に従事している場合	1
		就労実績がない場合	-2
		親族が経営している事業所等に勤務しており、配偶者控除又は扶養控除の対象となっている場合	-2
4	祖父母	65歳未満の同一世帯の祖父母によって家庭において養護が可能で、児童の保育を必要としない場合	-1
5	兄弟姉妹等	双子以上の多胎児が同一の保育園等に入所を希望する場合	2
		兄弟姉妹と同一の保育園等に入所を希望する場合	2
6	認証保育所等在園	認証保育所等に申込み児童を預けており、保育を必要とする事由に該当する場合	2
7	小規模保育施設等	小規模保育事業所等を卒園し、別の保育園等に入園する場合	3
8	利用者負担額滞納	過去3月分以上の利用者負担額の滞納(卒園児を含む。)がある場合	-10
9	町外在住	町内に勤務地があるが、転入予定のない場合	-4

●優先順位

選考段階	事 由
1	保護者の選考指数の和の高い者
2	下記の項目に該当する場合 (1) ひとり親家庭等 (2) 生活保護世帯 (3) 虐待又は配偶者からの暴力のおそれがある場合等社会的養護が必要な場合 (4) 居宅外労働の場合 (5) 父又は母が育児休業明けである場合 (6) 兄弟姉妹と同一の保育園等に入所を希望する場合 (7) 小規模保育事業所等の卒園児童
3	町内在住者(転入予定者を含む。)
4	申込み児童の保護者が保育従事者である場合
5	入園を希望する年度の前年度の住民税所得割額(父及び母の合算額をいう。)の低い世帯

1 1. 利用調整結果通知

入園の可否については、4月入園の1次審査は2月上旬ごろ、2次審査は3月上旬ごろ、3次審査は3月中旬ごろ、5月以降は入園希望月の前月の25日ごろまでに封書にて「保育園等利用調整結果通知書」をお送りします。なお、申込みのあった最初の入園希望月のみ、利用可・不可にかかわらず通知しますが、翌月以降は利用可のみの通知となります。

- ◇ 4月入園の利用調整について、求職中の方は、提出が早くても2次審査からとなります。
- ◇ 電話等による結果の問合せには、一切お答えできません。

利用可（決定）となった方



各保育園等で面談・健康診断等を行います。

●慣らし保育

入園後、集団生活に慣れるまでの間は通常保育が困難なため、短時間の慣らし保育を行います。期間や時間は児童の年齢等により異なりますので、詳しくは保育園等にお問い合わせください。

●時間外保育（延長保育）

保育時間の区分（保育標準時間または保育短時間）により、時間外保育となる時間帯が異なります。利用可能な時間及び年齢等、詳しくは保育園等にお問い合わせください。

- ◇ 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯には減免制度があります。

●勤務時間や職場が変わる方

勤務時間や日数、職場等勤務条件が変更になった場合、就労証明書(勤務条件変更後に記入されたもの)を提出してください。

●求職中で入園される方

保育の利用期間（入園承諾期間）は3か月間となります。継続して通園を希望される場合は、入園月の翌々月の15日までに就労証明書を提出してください（土・日曜日、祝日の場合はその翌開庁日まで）。

提出が無い場合は、その月の末日をもって退園となります。

●勤務内定で入園される方

保育の利用期間は3か月間となります。入園申込み時に提出した就労証明書の内容どおりに勤務を開始した場合、速やかに就労証明書(勤務開始後に記入されたもの)を提出してください。

提出が無い場合は、入園月の翌々月の末日をもって退園となります。

●育児休業中（復帰予定）で入園される方

入園月の翌月1日までに復帰した場合、その月末までに就労証明書(復帰後に記入されたもの)を提出してください。

提出が無い場合は、その月の末日をもって退園となります。

●出産予定で入園される方

保育の利用期間は出産予定月と前後2か月となります。継続して通園を希望される場合でも、一度退園となるため、改めて申込みが必要です。

●転園が決定となった方

転園が決定すると、現在入園されている保育園等には別の児童が入園します。転園の希望を取り消し、**元の保育園等には戻ることはできません**ので、十分ご検討の上お申し込みください。なお、転園の希望がなくなった場合は、速やかに「保育園等入園申込取下書」を提出してください。

利用不可（保留）となった方



定員に空きがなく入園できなかった方は入園保留となりますが、申込書類は年度内のみ（令和7年3月入園まで）有効となりますので、再度申込みをする必要はありません。年度途中に在籍児の退園等で定員に空きが生じた場合は、提出されている申込書類を基に利用調整を行い、指数の高い方から順に入園決定をしますが、希望された保育園等に必ずしも入園できるとは限りません。

また、希望する保育園等や保育を必要とする事由等の変更があった場合は、速やかに必要書類等を提出してください。各月の入園申込み締切日までに提出されれば、翌月分の利用調整から有効となります。

入園を辞退する方



入園決定を辞退する場合は、速やかに「保育園等入園申込取下書」を提出してください。再度入園を希望する場合は、改めて申込みが必要となります。

1 2. 認定こども園

認定こども園は0歳児から5歳児までが対象で、幼稚園と保育園の両方の良さをあわせ持ち、都道府県から認定を受けた施設です。

令和5年11月現在、町内には2園の認定こども園（瑞穂のぞみこども園、南平保育園）があります。町内・町外問わず申込方法や保育料等は同様ですが、認定こども園の保育園部分と幼稚園部分とでは申込方法や保育料等が異なりますのでご注意ください。

●保育園部分への入園をご希望の場合

◇ 2号・3号（保育）認定申請及び保育園等入園申込みが必要です。

「子どものための教育・保育給付認定申請書」及び「保育園等入園申込書兼児童台帳」を子育て応援課保育・幼稚園係へご提出いただき、町が利用調整をします。町外の認定こども園への入園をご希望の場合も、子育て応援課保育・幼稚園係へご提出ください。

●幼稚園部分への入園をご希望の場合

◇ 1号（教育）認定申請が必要です。

「子どものための教育・保育給付認定申請書」を園へご提出いただき、園と直接入園契約をしていただくこととなります。（「子どものための教育・保育給付認定申請書」は、園を通じて子育て応援課保育・幼稚園係に提出していただくこととなります。）

●利用者負担額（保育料）

◇ 町の規則で定められた市町村民税所得割額に応じた保育料を園に直接支払っていただきます。

●幼稚園補助金（※1号《教育》認定の方のみ）

◇ 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金（都制度）が対象となります。

1 3. 小規模保育事業所

小規模保育事業所は、0歳児から2歳児までが対象で、定員が6人以上19人以下の家庭に近い雰囲気できめ細やかな保育を行う施設です。基準職員は全員が保育士資格を所有しており、職員の配置基準や、児童1人に対する保育室等の面積も認可保育園と同様で、町が認可した保育所です。

利用調整や保育料の算定は認可保育園と同様に町が行いますが、保育料は直接施設へ納付していただきます。

令和5年11月現在、町内には1園の小規模保育事業所（ゆめのもり保育園）があり、同園2歳児クラス卒園後も認可保育園または認定こども園へ入園希望の場合は、新年度4月入園の申込み時期に「保育園等の転園申請書」を子育て応援課保育・幼稚園係へ提出していただき、利用調整を行います。ご希望の保育園等に転園可能となるよう考慮しますが、入園希望者が集中する保育園等もありますので、ご希望に添えない場合があります。

1 4. 幼稚園

令和5年11月現在、町内には4園の幼稚園（瑞穂のぞみこども園及び南平保育園の幼稚園部分、福正寺松濤幼稚園、如意輪幼稚園）があります。瑞穂のぞみこども園及び南平保育園は認定こども園であるため、「1 2. 認定こども園」のとおりですが、町内・町外問わず新制度へ移行した幼稚園の申込方法等については以下に記載のとおりです。（町内では福正寺松濤幼稚園のみ、新制度の幼稚園です。）

なお、如意輪幼稚園は令和5年11月現在、新制度への移行はないため、入園を希望する場合は従来の手続きとなります。

●入園をご希望の場合

◇ 1号（教育）認定申請が必要です。

「子どものための教育・保育給付認定申請書」を園へご提出いただき、園と直接入園契約をしていただくことになります。（「子どものための教育・保育給付認定申請書」は、園を通じて子育て応援課保育・幼稚園係に提出していただくことになります。）

●幼稚園補助金

◇ 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金（都制度）が対象となります。



15. 保育料

●保育料の算定方法

保育料は、原則的には**父母の令和5年度・令和6年度市町村民税所得割合算額と、入園児童の令和6年4月1日現在の年齢及び各月1日時点の保育時間**により決定します。父母が市町村民税非課税かつ同一世帯に祖父母等がいる場合は、祖父母等のうち所得の高い方（扶養義務者）の市町村民税所得割額で決定します。保育短時間（8時間保育）は、保育標準時間（11時間保育）より保育料は低く設定されますが、町内・町外いずれの公私立の保育園等に入園しても保育料は変わりません。

なお、3歳児から5歳児の給食費（副食費《おかず代》）は保護者負担となりますが、市町村民税所得割額57,700円未満（ひとり親世帯等については77,101円未満）の世帯の子どもと、全ての世帯の第3子（保育所等に通っている子どものうち最年長者から数えて3番目）以降の子どもについては免除されます。

- ◇ 住宅借入金等特別控除等は控除を受けていないものとして算定します。
- ◇ 利用する施設により、実費負担や上乗せ利用料が生じる場合があります。
- ◇ 扶養義務者の転出入により保育料が変更となる場合がありますので、世帯の状況が変わった場合は子育て応援課保育・幼稚園係へご連絡ください。

●0～2歳児の子どもがいる世帯

保育所等利用多子世帯負担軽減事業

子どもが2人以上いる世帯が保育所等を利用した際の負担軽減の観点から、年齢に関係なく最年長者から順に数えて2人目以降の子どもの保育料を無料にするものです。

- ・ 1 人 目 → 満額
- ・ 2 人 目 以 降 → 無料

年齢制限、所得制限なし

※瑞穂町に住民登録が無く、生計を一にする子どもがいる世帯は、該当となる場合があります。

要保護世帯等に係る特例措置

父母の市町村民税所得割合算額が77,101円未満であって、要保護世帯等^{*1}である場合、年齢に関係なく最年長者から順に数えて1人目の子どもの保育料を半額、2人目以降の子どもの保育料を無料にするものです。

※1：ひとり親世帯、身体障害者手帳等の交付を受けている方がいる世帯等

- ・ 1 人 目 → 半額
- ・ 2 人 目 以 降 → 無料

年齢制限なし

〇以上の特例措置に該当すると思われる方は、入園申込みの際にお申し出ください。

●保育料の決定及び納付方法

保育料の決定通知書（特定教育・保育施設等利用者負担額決定通知書）は、入園月の中旬頃までに送付します。原則として**口座振替による納付**をお願いしていますので、利用調整結果通知に同封してある口座振替依頼書を、次ページの金融機関窓口へ提出し、手続きをしてください。

認可保育園を利用する場合は、町に保育料を納付していただきますが、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所を利用する場合は直接施設へ納付することになります。

■ 2号・3号認定保育料表

支給認定保護者の属する世帯の階層区分			月額利用者負担額（単位：円）				
階層区分	定 義		3歳未満児		3歳以上児		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
			第1子	第1子	第1子	第1子	
A 階層	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯		0	0	0	0	
B 階層	当該年度分の市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	
C 階層	市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税される世帯		6,000	6,000	0	0	
D1 階層	A 階層及び C 階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割額が右欄の区分に該当する世帯	所得割額	24,300 円未満	6,800	6,600	0	0
D2 階層			24,300 円以上 48,600 円未満	7,800	7,600	0	0
D3 階層			48,600 円以上 72,800 円未満	8,400	8,200	0	0
D4 階層			72,800 円以上 97,000 円未満	9,800	9,600	0	0
D5 階層			97,000 円以上 115,000 円未満	12,000	11,700	0	0
D6 階層			115,000 円以上 133,000 円未満	16,000	15,700	0	0
D7 階層			133,000 円以上 151,000 円未満	21,400	21,000	0	0
D8 階層			151,000 円以上 169,000 円未満	28,800	28,300	0	0
D9 階層			169,000 円以上 235,000 円未満	35,600	34,900	0	0
D10 階層			235,000 円以上 301,000 円未満	41,400	40,600	0	0
D11 階層			301,000 円以上 349,000 円未満	45,400	44,600	0	0
D12 階層			349,000 円以上 397,000 円未満	47,000	46,200	0	0
D13 階層			397,000 円以上	49,000	48,100	0	0

備考

- 1 3歳未満児とは、年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、3歳以上児とは年度の初日の前日において3歳以上の児童をいう。
- 2 この表において「保育標準時間」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定を、「保育短時間」とは同項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- 3 所得割の額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割をいい、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の算出については、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用せず、教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と生計を一にし

ている者が指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

- 4 同一の世帯に 2 人以上の小学校就学前子どもが同時に特定教育・保育(保育に限る。)、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該教育・保育給付認定子どもが特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号)第 14 条に規定するものをいう。以下同じ。)の小学校就学前子どものうち 2 番目に年齢が高い者である場合は、この表の月額利用者負担額(単位：円)に掲げる第 2 子の欄に定める額とし、当該教育・保育給付認定子どもが特定被監護者等の小学校就学前子どものうち最も年齢が高い者及び 2 番目に年齢が高い者以外の者である場合は無料とする。
- 5 4 の規定にかかわらず、特定被監護者等のうち、最年長者から順に数えて 2 人目以降の子どもに係る利用者負担額は無料とする。
- 6 3 に規定する課税額は、各月初日の在籍児童の父母の階層区分が B 階層のときは、当該児童と同一世帯の父母以外の扶養義務者(主としてその収入によって生計を支えている場合に限る。)の当該課税額とする。
- 7 6 の規定にかかわらず、利用者負担額を決定するために必要な事項に関する書類が提出されないときは、当該年度分の市町村民税所得割額が最も高い世帯とみなして利用者負担額を決定する。
- 8 7 の場合において、7 の規定による決定が行われた日の属する年度と同一の年度内に 7 の書類が提出されたときは、改めて利用者負担額を決定する。この場合において、利用者負担額の決定は、7 の規定による決定が最初に行われた月から効力を有するものとする。
- 9 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)で定める児童扶養手当を受給している場合で、婚姻によらないひとり親のときは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 81 条第 2 項に規定する寡婦(寡夫)控除の額又は租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 17 第 1 項に規定する寡婦控除の特例の額を所得控除の額に加えて算定した当該年度分市町村民税所得割額に該当する階層とみなし、適用する。



●保育料の切替え時期

- ・ 4月分～8月分：父母の令和5年度市町村民税所得割合算額により算定します。
- ・ 9月分～3月分：父母の令和6年度市町村民税所得割合算額により算定します。

保育料の切替えの際には、改めて住民税課税（非課税）証明書等の提出が必要な場合があります。

【注意事項】

- ・ 町外の公立保育園を利用する場合は、瑞穂町が決定した保育料を、利用している公立保育園の所在する市区町村に納付していただくことになります。

口座振替取扱金融機関
西武信用金庫本支店、青梅信用金庫本支店、多摩信用金庫本支店、西多摩農業協同組合本支店、ゆうちょ銀行・郵便局



●保育料を滞納した場合

保育料は、保育園等の施設運営にとって重要な財源です。保育料を滞納すると、督促状の送付、自宅等を訪問しての納付催告、児童手当からの充当、地方税法の例により差押え等の滞納処分を行うことがあります。必ず期限までに納付してください。

●納期限

保育料の納期限は次の表のとおりです。ただし、祝日の設定により変動する場合があります。

令和6年度保育料納期限			
4月分	令和6年4月30日	10月分	令和6年10月31日
5月分	// 5月31日	11月分	// 12月 2日
6月分	// 7月 1日	12月分	// 12月25日
7月分	// 7月31日	1月分	令和7年 1月31日
8月分	// 9月 2日	2月分	// 2月28日
9月分	// 9月30日	3月分	// 3月31日

16. 実費徴収に係る補足給付事業

保育園等を利用するにあたって購入が必要な教材や体操着等について、町が費用を一部負担する事業です。対象となる方へは、後日申請書等を送付します。

対象者	次の①及び②の要件をどちらも満たし、③～⑤のいずれかに該当する方 ①瑞穂町内に在住の方 ②保育園等、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園を利用している方 ③生活保護世帯の方 ④市町村民税非課税世帯であって、ひとり親等の世帯の方 ⑤中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の方
対象経費	教材や体操着等の購入費、行事参加費（子どもの費用に限る）等に要する費用
金額	月額 2,500 円 ※実際にかかった金額と比べて少ない額を交付します。
交付時期	毎年4月分から8月分まで及び9月分から翌年3月分までの2期に分けて交付します。
その他	領収書等は申請時に必要となりますので、大切に保管してください。

17. 入園後の各種手続き

保護者及び入園児童の氏名や住所、入園要件等に変更があった場合は、速やかに必要書類を提出してください。変更の内容により、入園期間や保育料が変更となる場合があります。

●勤務先・世帯状況の変更

勤務先や世帯の状況が変更となった場合は、次の書類を提出してください。

- ・勤務先の変更：就労証明書
- ・住所等の変更：子どものための教育・保育給付認定変更申請書



●「保育の必要性の事由」の変更

保育の必要性の事由が変更となった場合は、「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」及び変更となる保育の必要性を証明する書類（就労証明書、母子手帳の写し、診断書等）を、変更したい月の前月15日まで（土・日曜日、祝日の場合はその翌開庁日まで）に子育て応援課保育・幼稚園係へ提出してください。翌月1日から変更となります。なお、変更前の認定証はご返却ください。

また、保育の必要性の事由が「求職活動」「妊娠・出産」「就学」の方は、引き続き保育園等の利用を希望される場合は、**教育・保育給付認定の有効期間が切れる前に改めて認定申請をしてください。**教育・保育給付認定申請をしていただき、継続入園の利用調整を行い、継続の可・不可を判定することになります。

なお、締切日までに提出がない場合は、その月の月末をもって退園となります。

●住民税課税額の変更

修正申告等により市町村民税課税額が変更となった場合は、保育料が変更となる可能性がありますので、必ず子育て応援課保育・幼稚園係へご連絡ください。

●保育園等の転園

保育園等の転園を希望する方は、転園したい月の前月15日まで（土・日曜日、祝日の場合はその翌開庁日まで）に「保育園等の転園申請書」を提出してください（町外の保育園等へ転園を希望する場合は、希望先の市区町村によって締切日が異なりますので、必ず事前に希望先の市区町村へお問い合わせください。）。

◇ **転園決定後の辞退は一切できません。**十分ご検討の上お申し込みください。

●保育園等の退園

保育園等を退園する場合は、速やかに「保育園等の退園届」を提出してください。退園する月の月末までに退園届の提出がないと、翌月の保育料も納めていただくこととなります。

●町外への転出

町外へ転出する場合は、「保育園等の退園届」を提出してください。退園届の提出がないと、翌月の保育料も納めていただくこととなります。なお、転出後も継続して現在の保育園等への入園を希望される場合も退園届の提出が必要となります（瑞穂町民として退園するという意味で必要となります。）。

◇ 転出後も現在の保育園等への入園を希望する方は、窓口でお伝えください。

●翌年度の入園継続申込

翌年度も継続して保育園等への入園を希望される場合は、「子どものための教育・保育給付認定現況届」の提出が必要となります。11月頃に保育園等から配布（町内の保育園等入園者のみ。町外の保育園等に入園している方へは郵送での配布となります。）されますので、必ず期限までに必要書類を添付し現況届を提出してください。なお、現況届の提出がない場合や、保育の必要性がなくなった場合は、3月末をもって退園となります。

18. その他の保育サービス

●一時預かり事業

保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭など、緊急または一時的に保育園等で児童をお預かりします。

●認証保育所

大都市における多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、東京都が独自の基準を設定し、認証している保育所です。

【注意事項】

- ・瑞穂町には認証保育所はないため、入園を希望される場合は、近隣の市町村の施設に直接お問い合わせください。
- ・基本保育時間及び保育料は、各園により異なります。

●認証保育所利用者補助事業

保育園等（認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所）に入園していると仮定し算出した保育料と、認証保育所に支払っている保育料（基本料）との差額等を補助します。補助金申請書類に基づき、勤務状況や市町村民税課税状況の確認、納税調査等の審査を経て、交付要件を満たしている場合は交付となります。

補助金申請書類は、認証保育所利用者へ郵送により配布します。

●瑞穂町病児・病後児保育利用料補助金

お子さまが病気等で保育園や学校等に登園、登校させることが困難で、保護者が仕事などの理由で看護ができないときに、町が指定する事業者が提供するベビーシッター等による訪問型病児・病後児保育サービスまたは他市の診療所や保育所で実施されている施設型病児・病後児保育サービスを利用した際の費用の一部を補助する制度です。

●乳幼児ショートステイ

保護者の仕事、病気、出産、事故、冠婚葬祭、病気看護、出張、育児不安、心身のリフレッシュなどの理由で一時的に子どもの養育が困難になった場合に、町が委託する施設（東京恵明学園）で短期間お子さんをお預かりします。

●ファミリー・サポート・センター

育児のお手伝いをしてほしい方（依頼会員）と、お手伝いを行いたい方（提供会員）が会員となり、育児を助け合う会員組織です。

仕事、病気、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ、その他の理由により育児のお手伝いが必要なときにご利用できます。

☆ 乳幼児ショートステイ及びファミリーサポートセンターについては、瑞穂町子ども家庭支援センター「ひばり」までお問合せください。

電話 042-568-0051（直通）



19. 町内保育園等一覧



●認可保育園

地図 番号	施設名	所在地 (電話番号)	定員						合計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
1	石畑保育園	石畑 1837 (042-557-2780)	9	11	18	22	24	26	110
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
.2	むさしの保育園	むさし野 1-5 (042-554-1284)	9	18	18	18	18	18	99
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 朝 7:00~7:30 夕 18:30~19:00 短時間 保育園へご相談ください 障がい児保育 ○								
3	東松原保育園	箱根ヶ崎東松原 16-8 (042-557-0140)	6	10	12	16	20	26	90
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
4	狭山保育園	駒形富士山 420-1 (042-557-2876)	8	13	14	15	15	15	80
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
5	長岡保育園	長岡 4-11-14 (042-556-0916)	6	8	9	13	15	17	68
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
6	みずほひじり 保育園	箱根ヶ崎 2515-1 (042-556-2652)	6	12	18	18	18	18	90
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
7	とのがや保育園	殿ヶ谷 892-4 (042-557-7601)	6	6	10	12	12	14	60
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:00 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:00 障がい児保育 ○								
8	ぴよぴよ保育園	箱根ヶ崎 363-1 (042-556-3428)	6	6	6	6	6	6	36
	◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 朝 7:00~7:30 夕 18:30~20:00 短時間 朝 7:00~8:30 夕 16:30~20:00 障がい児保育 ×								

●認定こども園

地図 番号	施設名	所在地 (電話番号)	区分	定員								小計	合計
				0歳	1歳	2歳	満3歳	3歳	4歳	5歳			
9	瑞穂のぞみ こども園	箱根ヶ崎 2492 (042-557-0382)	2号・3号 (保育)認定	3	6	10	—	10	10	10	49	89	
			1号 (教育)認定	—	—	—	8	10	11	11	40		
◎開園時間◎ 保育標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 教育標準 8:30~14:00 *延長保育* 保育標準 — 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~18:30 教育標準 朝 7:30~8:30 夕 14:00~18:30 障がい児保育 ○													
10	南平 保育園	南平 2-3-4 (042-557-3875)	2号・3号 (保育)認定	6	6	6	—	6	6	6	36	48	
			1号 (教育)認定	—	—	—	—	4	4	4	12		
◎開園時間◎ 保育標準 7:00~18:00 短時間 8:30~16:30 教育標準 9:00~14:00 *延長保育* 保育標準 18:00~20:00 短時間 朝 7:00~8:30 夕 16:30~18:00 教育標準 夕 14:00~17:30 障がい児保育 ○													

●小規模保育事業所

地図 番号	施設名	所在地 (電話番号)	定員						合計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
11	ゆめのもり保育園	箱根ヶ崎 2391-1 (042-556-8333)	6	6	7	—	—	—	19
			◎開園時間◎ 標準 7:30~18:30 短時間 8:30~16:30 *延長保育* 標準 18:30~19:30 短時間 朝 7:30~8:30 夕 16:30~19:30 障がい児保育 ○						

【注意事項】

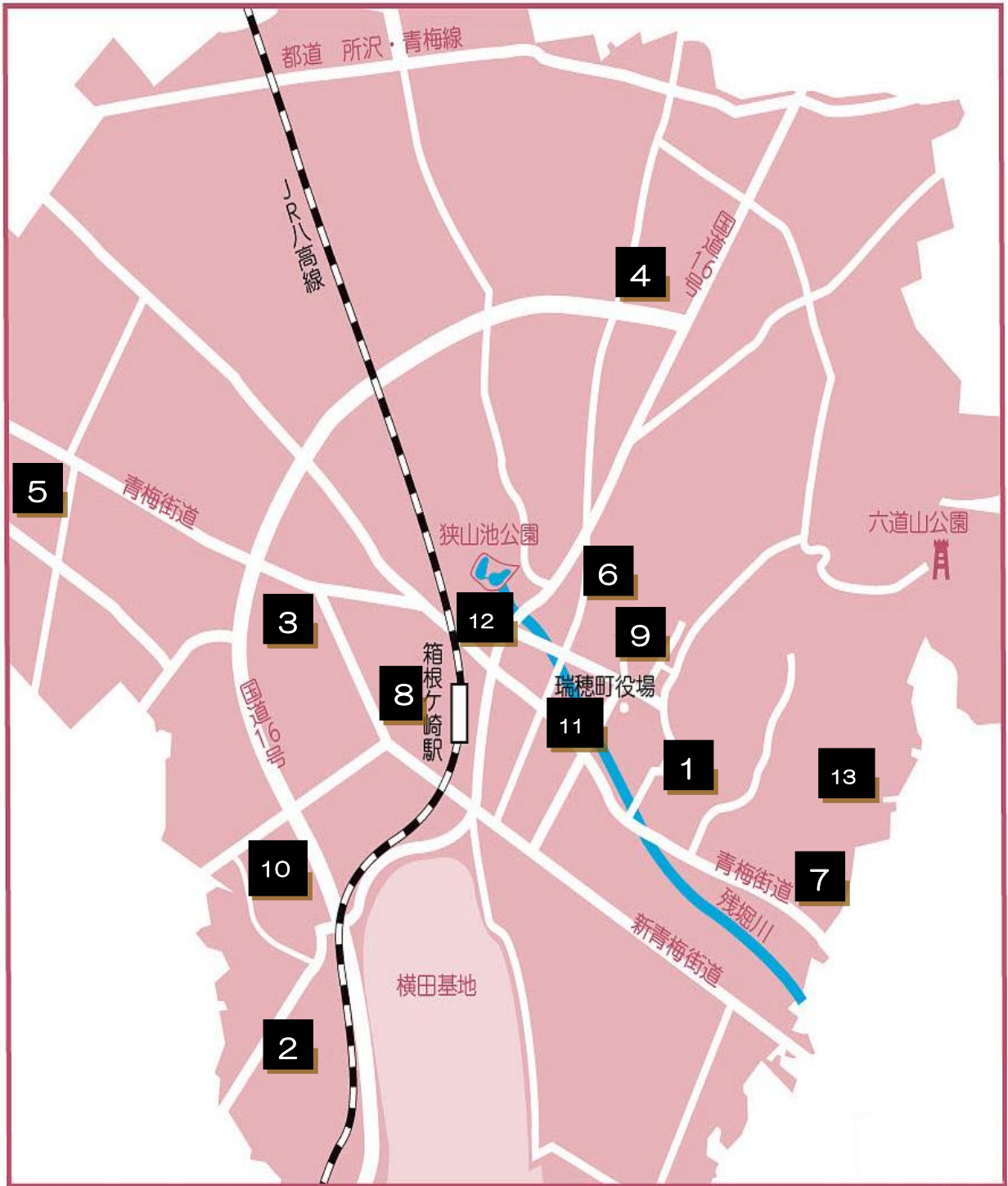
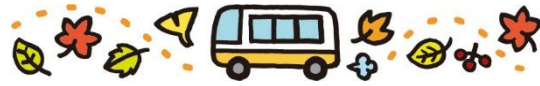
- ・0歳児は、産休明け（生後57日目）から入園できます（瑞穂のぞみこども園を除く。）。
- ・各園で延長保育を実施しています。利用可能な時間や年齢等詳細は保育園等にお問い合わせください。
- ・各園とも事前に連絡をしていただければ、見学等もできます。
- ・各年齢の受け入れ人数は、変更となる場合があります。

●幼稚園

地図 番号	施設名	所在地 (電話番号)	定員						合計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
12	如意輪幼稚園	箱根ヶ崎 137 (042-557-4183)	—	—	30	120	120	120	390
13	福正寺松濤幼稚園	殿ヶ谷 1127 (042-557-6811)	—	—	—	25		25	



20. 町内保育園等地図



21. 町内保育園等紹介

社会福祉法人 武蔵村山育成会 石畑保育園（町立）

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町大字石畑1837

TEL：042-557-2780

駐車場：なし（*児童館駐車場・御嶽神社をお借りしています）

HP：http://www.ans.co.jp/n/ishihata/

定員数：0歳児 9名、1歳児 11名、2歳児 18名

3歳児 22名、4歳児 24名、5歳児 26名（令和5年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間）7:30~8:30 （短時間）16:30~19:00	延長保育料	月極 3,000円 30分毎 500円 ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	<p>【保育理念】「子ども、保護者にとってのオアシスでありたい。」</p> <p>*石畑保育園は子ども・保護者・地域の方々・職員にとって・・・</p> <p>いきる喜びと しあわせを はくぐむ たのしい保育園を目指します。</p> <p>①子どもの人権を守り、子どもの最善の利益を考慮し保育します。 ②一人一人の子どもに愛情をそそぎ、自己肯定感を持てる子どもに育てます。 ③ゆたかな自然とのふれあいの中で、丈夫な心と身体を育てます。 ④子どもたちが安心して過ごせるよう、安全管理に努めます。 ⑤保護者一人一人の気持ちに寄り添い、共に歩み共に成長し合います。 ⑥地域の人と心を通わせ、笑顔の輪を広げます。 ⑦職員一人一人の専門性と人間性を高め、チームワークを大切にしながら保育します。</p>		

社会福祉法人 高峰福祉会 むさしの保育園（町立）

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町むさし野1-5

TEL：042-554-1284

駐車場：なし（送迎のみ武蔵野コミュニティセンターをお借りしています）

HP：http://www.coho.jp/nursery-musashino/

定員数：0歳児 9名、1歳児 18名、2歳児 18名

3歳児 18名、4歳児 18名、5歳児 18名（令和5年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）7:00~7:30 （標準時間）18:30~19:00 ※短時間認定の方の延長保育の利用時間は、 保育園へご相談ください。	延長保育料	月極 3,000円（朝または夕どちらか） 4,500円（朝・夕どちらも） 30分毎 500円 ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	<p>・「じょうぶな体作り」を基本方針とし、広い園庭、隣接の武蔵野コミュニティグランドを有効に活用し、子どもたちがのびのびと思切り体を動かして遊べる環境を提供しています。</p> <p>・0歳児からの音育を保育に取り入れ、子どもの情操を育てたり、3歳児以上には外部講師による体育指導も実施し、ケガをしにくい体の育成や体を動かすことの楽しさを味わうことができるような保育を積極的に行っています。</p> <p>・子どもたちが育てた野菜などを使い、調理保育等の食育にも力を入れています。</p> <p>・給食やおやつは添加物のないものを使用し、手作りで食べる意欲が湧くように工夫しています。</p> <p>食物アレルギーのある子には代替食を提供しています。</p> <p>・恵まれた環境を大切にしながら、四季の移り変わりが体感できるような保育を取り入れています。</p>		

社会福祉法人 ひじり会 東松原保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町箱根ヶ崎東松原16番地8

TEL：042-557-0140

駐車場：5台 ※送迎時のみ利用可

HP：https://hijirikai.or.jp/matubara/

定員数：0歳児 6名、1歳児 10名、2歳児 12名

3歳児 16名、4歳児 20名、5歳児 26名（令和5年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間）7:30~8:30 （短時間）16:30~19:00	延長保育料	月極 3,000円 30分毎 500円 ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	<p>保育目標</p> <p>★心身共に丈夫な子 ★自分でよく考え、行動できる子 ★思いやりのある子</p> <p>を目標に、地域に根差した保育園を目指しています。</p> <p>◇ 保育園の特色としては、歩く事で社会の環境や自然に触れ合い、いろいろな体験を通して心身を育む「歩育」を積極的に取り入れ、子ども達の運動能力や体力の基礎作りを心がけています。また裸足保育、ふれあい図書館の設置(絵本の貸し出し)、主食には胚芽米を提供しています。</p> <p>◇ 就学前教育の一貫として、幼児クラスより専門講師による「ちゃいるど すてっぴ」を導入しています。自分で考え、主体的に行動できる子や、話が最後まで聞ける子を育て、表現することの楽しさを身につけられるよう、講師と保育士が一緒になって進めています。</p>		

社会福祉法人 恵信会 狭山保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町大字駒形富士山420-1

TEL：042-557-2876

駐車場：5台 ※送迎時のみ利用可

HP：https://keishinkai.life/O2sayama/

定員数：0歳児 8名、1歳児 13名、2歳児 14名

3歳児 15名、4歳児 15名、5歳児 15名（令和5年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間）7:30~8:30 （短時間）16:30~19:00	延長保育料	（標準時間認定）月極 3,000円 30分毎 500円 （短時間認定）30分毎 500円 ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	<p>保育目標 「じょうぶなからだ やさしいところ」</p> <p>人と人との関係を大切にしながら、ともに育ちあう保育を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4~5歳児 跳び箱、マット運動、縄跳び等各年齢に合ったカリキュラムで体育遊びを行います。 ・3~5歳児 2つのグループに分かれ縦割り保育を行っています。 ・3~5歳児 月1回ちゃいるどすてっぴ（チャイルド社より講師を招き、幼児期の「考える」を伸ばすレッスンをを行っています。平成28年度より導入） ・給食は安全でおいしい食事を第一に考え提供しています。季節の食材に触れたりマナー講座などの食育も行っています。添加物は使用していません。 		

社会福祉法人 恵信会 長岡保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町長岡4-11-14

TEL：042-556-0916

駐車場：7台 ※送迎時のみ利用可

HP：<https://keishinkai.life/O1nagaoka/>

定員数：0歳児 6名、1歳児 8名、2歳児 9名

3歳児 13名、4歳児 15名、5歳児 17名（令和5年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間）7:30~8:30 （短時間）16:30~19:00	延長保育料	（標準時間認定）月極 3,000円 30分毎 500円 （短時間認定）30分毎 500円 ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	<p>保育目標「じょうぶなからだ やさしいところ」 豊かな人間性を持って成長できるようにも過ごし保育にあたっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3~5歳児 毎週火曜日~金曜日 朝礼(体操・園庭でマラソン)を行い「じょうぶなからだ」づくりをしています。 ・縦割り保育を通して異年齢児と関わり「やさしいところ」を育てています。 ・4歳児 毎週火曜日 5歳児 毎週火・木曜日 体育遊び(鉄棒、マット運動、縄跳びなど)年齢に応じた活動を行っています。 ・3~5歳児 月1回チャイルドすてっぷ(講師を招き、幼児期の「考える力」を伸ばすレッスンを行っています。) ・3~5歳児 月1回 食育活動 		

社会福祉法人 ひじり会 みずほひじり保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町大字箱根ヶ崎2515-1

TEL：042-556-2652

駐車場：7台

HP：<https://hijirikai.or.jp/mizuho/>

定員数：0歳児 6名、1歳児 12名、2歳児 18名

3歳児 18名、4歳児 18名、5歳児 18名（令和5年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間）7:30~8:30 （短時間）16:30~19:00	延長保育料	月極 3,000円 30分毎 500円 ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	☑一時預かり ☑障がい児保育 ☑子育て相談 ☑子育てひろば
保育方針等	<p>保育目標 ★心身共に丈夫な子 ★自分でよく考え、行動できる子 ★思いやりのある子 を目標に、地域に根差した保育園を目指しています。</p> <p>☆保育園の特色としては自然に囲まれた保育環境を活かした木育活動、ふれあい文庫の設置(絵本の貸し出し)、主食には胚芽米を提供しています。</p> <p>☆就学前教育の一貫として、幼児クラスより専門講師による「ちゃいんど すてっぷ」を導入しています。自分で考え、主体的に行動できる子や、話が最後まで聞ける子を育て、表現することの楽しさを身につけられるよう、講師と保育士が一緒になって進めています。</p> <p>☆老人ホームへの訪問、いきいき友の会の方々との交流、地域の農家の方々との茶摘み体験や芋ほり、JAさんの協力で落花生堀りなど、地域の方々に助けられ、また根差した活動を行っています。</p>		

社会福祉法人 高慈会 とのがや保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町大字殿ヶ谷892-4

TEL：042-557-7601

駐車場：5台

HP：<http://tonogayahoikuen.com/>

定員数：0歳児 6名、1歳児 6名、2歳児 10名

3歳児 12名、4歳児 12名、5歳児 14名（令和5年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:00 （短時間）7:30~8:30 （短時間）16:30~19:00	延長保育料	月極 3,000円 30分毎 500円 ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	<input checked="" type="checkbox"/> 一時預かり <input checked="" type="checkbox"/> 障がい児保育 <input checked="" type="checkbox"/> 子育て相談 <input checked="" type="checkbox"/> 子育てひろば
保育方針等	<p><保育目標> ★いろいろなことに挑戦し、自分でやろうとする意欲のある子ども ★気持ちの良い挨拶と素直に「ありがとう」が言える子ども ★友達を受け入れ仲良く遊べる子ども</p> <p>・個々に対応したきめ細やかな保育を行うことによって、情緒の安定と自立を目指します。 幼児クラスでは「課業」の時間を設定し、発達段階に合わせた「身に付けたい能力を育む活動（体育・音楽・制作・文学等）」を実施しています。</p> <p>・給食では、地元産の食材を活用した地産地消に努め、無添加食材の使用に取り組んでいます。</p>		

株式会社 ぴよぴよハウス ぴよぴよ保育園

施設類型：認可保育所

所在地：瑞穂町大字箱根ヶ崎363-1

TEL：042-556-3428

駐車場：4台

HP：<http://www.piyopiyohouse.com/profile.html>

定員数：0歳児 6名、1歳児 6名、2歳児 6名

3歳児 6名、4歳児 6名、5歳児 6名（令和5年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）7:00~7:30 （標準時間）18:30~20:00 （短時間）7:00~8:30 （短時間）16:30~20:00	延長保育料	月極 3,000円 30分毎 500円 ※延長保育利用者は満1歳児以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	<input checked="" type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> 障がい児保育 <input checked="" type="checkbox"/> 子育て相談 <input checked="" type="checkbox"/> 子育てひろば
保育方針等	<p>～ JR八高線 箱根ヶ崎駅より徒歩2分の駅近保育園です ～</p> <p>【保育目標】◇仲良く遊べる子ども ◇あいさつのできる子ども ◇思いやりのある子ども ◇意欲を持つ子ども</p> <p>☆少人数ならではの家庭的な雰囲気の中で人との係わり合い方を学び、愛情をいっぱい注ぎ、安心できる環境の中で情緒の安定を図ります。</p> <p>☆豊かな環境の中で子どもの興味・関心を大切に、充実感や達成感を味わわせ、心情や意欲の心を養います。</p> <p>☆子どもが安定した1日を過ごせるよう家庭との連絡を密にとり、連携を大切にして安心・安全な保育を行います。</p> <p>☆地域・小学校・各教育機関などと連携しながら各家庭を支え、保育者も学びながら子ども一人一人に寄り添い見守っていく保育を行います。</p>		

学校法人 希望の庭学園 瑞穂のぞみこども園

施設類型：幼稚園型認定こども園

所在地：瑞穂町大字箱根ケ崎2492

TEL：042-557-0382

駐車場：なし ご相談ください。

HP：<http://www.kibounoniwa.jp/>

定員数：【保育園】0歳児 3名、1歳児 6名、2歳児 10名、3歳児 10名、4歳児 10名、5歳児 10名
 【幼稚園】満3歳 8名、3歳児 10名、4歳児 11名、5歳児 11名（令和5年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（短時間）7:30~ 8:30 （短時間）16:30~18:30 教育標準時間 8:30~14:00 ※延長保育 7:30~ 8:30 14:00~18:30	延長保育料	（保育・教育共通） 7:30~8:30 300円 保育16:30以降 教育16:00以降 30分毎 150円 （保育・教育共通） 18:00以降 30分毎 300円
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	<input checked="" type="checkbox"/> 一時預かり <input checked="" type="checkbox"/> 障がい児保育 <input checked="" type="checkbox"/> 子育て相談 <input checked="" type="checkbox"/> 子育てひろば
保育方針等	子ども達の居場所として、暖かな環境と暖かい先生。 こどもの主体性や個性を尊重し、自分からやりたいという気持ち（主体性）自分を信じる心、人のことを大好きになる事、学ぶことを楽しめることを大切にしています。経験や対話的な学びを大切にしています。 1号認定、新2号認定：施設整備費 2,000円/月 教育充実費 5,500円/月 教材費 500円/月 保護者負担軽減補助金 5,300円/月以上~10,700円/月まで 2号認定：施設整備費 2,000円 教育充実費 3,000円 教材費500円/月 3~5歳児については、給食費5,000円/月~入園準備金なし。入園時制服など 25,000円程度。		

有限会社 多摩エンゼル 南平保育園

施設類型：保育所型認定こども園

所在地：瑞穂町南平2-3-4

TEL：042-557-3875

駐車場：6台

HP：<https://www.ans.co.jp/n/minamidaira/>

定員数：【保育園】0歳児 6名、1歳児 6名、2歳児 6名、3歳児 6名、4歳児 6名、5歳児 6名
 【幼稚園】3歳児 4名、4歳児 4名、5歳児 4名（令和5年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:00~18:00 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:00~20:00 （短時間） 7:00~ 8:30 16:30~18:00 教育標準時間 9:00~14:00 ※延長保育 14:00~17:30	延長保育料	10分毎 100円（保育・教育共通） 【2号・3号（保育）認定児】 18:00~18:30 月極 3,000円 18:00~19:00 月極 6,000円 18:00~19:30 月極 8,000円 18:00~20:00 月極 10,000円 【1号（教育）認定】 月極 3,000円
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	<input checked="" type="checkbox"/> 一時預かり <input checked="" type="checkbox"/> 障がい児保育 <input checked="" type="checkbox"/> 子育て相談 <input checked="" type="checkbox"/> 子育てひろば
保育方針等	【3つの「保育方針」に沿って、一人ひとりのお子さまをサポートいたします】 1. 家庭的な雰囲気をもとに、快適に生活できる環境の中で、人への信頼を育てます。 2. 保育目標を柱に次段階へ送り出せる保育を行います。 3. 「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域に基づき、日々の保育の繰り返し成長の過程となるよう見守っていきます。 なお、1、2号認定児は給食費 4,500円（毎月）がかかります。また、1号認定児の延長は基本的には就労や介護、出産等預かり事由がある場合のみ利用可能です。		

株式会社 クローバーキッズ ゆめのもり保育園

施設類型：小規模保育事業所

所在地：瑞穂町大字箱根ケ崎2391-1

TEL：042-556-8333

駐車場：5台

HP：<https://ym.cloverkid-s.com>

定員数：0歳児 6名、1歳児 6名、2歳児 7名（令和5年11月1日現在）



開園時間	保育標準時間 7:30~18:30 保育短時間 8:30~16:30 ※延長保育（標準時間）18:30~19:30 （短時間） 7:30~ 8:30 （短時間） 16:30~19:30	延長保育料	30分毎 500円 ※延長保育利用者は満1歳以上
休園日	日曜・祝日 年末年始（12/29~1/3）	特別事業	<input checked="" type="checkbox"/> 一時預かり <input checked="" type="checkbox"/> 障がい児保育 <input checked="" type="checkbox"/> 子育て相談 <input type="checkbox"/> 子育てひろば
保育方針等	<p>保育目標 「 ころ と からだ を健康に育てる 」</p> <p>「保育所保育指針」に基づき、職員は、各家庭に合わせた保育を行うこと、そして、子どもの発達に応じて、ゆったりした保育を提供します。 職員は、子どもの心を大切に、常に子どもの視点に立って接していくなかで、子どものもてる可能性を、子ども自身の力で開花させていく保育の実践に全力を注ぎます。</p>		

学校法人 如意輪学園 如意輪幼稚園

施設類型：幼稚園

所在地：瑞穂町大字箱根ケ崎137

TEL：042-557-4183

駐車場：円福寺駐車場を利用しています

HP：<http://www.nyoirin.sakura.ne.jp/>（令和5年11月中に下記アドレスに移行します）

<https://www.nyoirin.jp/>

定員数：2歳児 30名、3歳児 120名、4歳児 120名、5歳児 120名

（令和5年11月1日現在）



開園時間	保育時間 8:30~14:00 ※行事や曜日によって、降園時間は異なります。 ※延長保育 7:30~ 8:30 14:00~19:00	延長保育料	600円~ 1時間ごとに300円 ※多く利用される方には、定額のパスポートがあります。
休園日	土曜・日曜・祝日 夏期・冬期・春期休暇（預かり保育は実施）	特別事業	<input type="checkbox"/> 一時預かり <input checked="" type="checkbox"/> 障がい児保育(要相談) <input checked="" type="checkbox"/> 子育て相談 <input checked="" type="checkbox"/> 子育てひろば
保育方針等	<p>【教育理念】 「豊かな心を持った たくましい子どもに育てよう」</p> <p>【保育の3本柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「食育」…乳・卵を使用せず、オーガニック食材で作った玄米和食で、体も心も元気にします。 ●「態度教育」…あいさつや返事、履物を揃える、姿勢を正すなど、しつけの第一歩となる礼儀作法を身につけます。 ●「もじ・かず教育」…「もじ・かずあそび」を通して、自然に文や数字に興味を持ちます。 <p>【4年保育の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2歳児から在園児としてお預かりする4年保育を実施しています。 		

宗教法人 福正寺 福正寺松濤幼稚園

施設類型：幼稚園

所在地：瑞穂町大字殿ヶ谷1127

TEL：042-557-6811

駐車場：50台

HP：<https://shotokindergarten.jp/>

定員数：3歳児から5歳児まで 25名（令和5年11月1日現在）



開園時間	保育時間 9:00~14:00 ※延長保育 朝 8:00~9:00 帰り 14:00~18:00	延長保育料	朝 8:00~9:00 → 200円 帰り 14:00~16:30 → 450円 14:00~18:00 → 600円
休園日	土・日・祝日 お盆・年末年始	特別事業	<input type="checkbox"/> 一時預かり <input checked="" type="checkbox"/> 障がい児保育 <input checked="" type="checkbox"/> 子育て相談 <input checked="" type="checkbox"/> 子育てひろば
保育方針等	【横田基地を見下ろすお山のてっぺんの緑豊かな幼稚園】 ○自然いっぱいの中、年少さんから年長さんまでが一緒に遊ぶ ○広い園庭と広いお教室で笑顔あふれる先生たちとゆったり遊びと過ごす ○少人数で目が行き届き、一人一人に深くかわり、個性を大切に気持ちに寄り添う ○専任の先生の体操や外国人の先生による英語を、遊びを通して取り入れている ○小学校に向けての取組として、座って先生の話が聞けるように徐々に集中力をつける ○お互いに思いやりと感謝の心で友達関係を築く		